

地域包括支援センターの担当圏域及び人員体制等の見直しについて

高齢化が進行する中、地域包括支援センターの機能強化を図ることを目的として、市町村及び地域包括支援センターの評価指標（厚生労働省老健局通知）に基づき、三職種（専門職）一人当たりの高齢者数を1,500人以下とするため、担当圏域及び人員体制等の見直しを行います。

○ 現行体制（令和3～5年度）

基幹型地域包括支援センター
R3.4.1 設置（専門職4人）

基幹型センターは担当圏域を持たず、委託型地域包括支援センターの後方支援として、虐待・措置・権利擁護（市長申立）等について対応。

（ ）はR4.4.1現在の高齢者数

富浦 (1,932)	富山 (2,213)	三芳 (1,571)	白浜 (2,326)	千倉 (4,604)	丸山 (2,135)	和田 (2,068)
内房地区地域包括支援センター 専門職3人			外房地区地域包括支援センター 専門職5人 事務職1人			

※高齢者人口：16,849人 専門職（基幹型を除く）：8人 専門職一人当たり高齢者数：2,106人



○ 令和6年度以降

富浦	富山	三芳	白浜	千倉	丸山	和田
富浦・富山地区地域包括支援センター 専門職3人 事務職1人		直営	白浜・千倉地区地域包括支援センター 専門職5人 事務職1人		丸山・和田地区地域包括支援センター 専門職3人 事務職1人	

※専門職一人当たり高齢者数 富浦・富山：1,382人 白浜・千倉：1,386人 丸山・和田：1,401人

※令和5年度に各担当圏域（3箇所）について、委託事業者を公募により選定します。

